

3 0 川 監 公 第 8 号

平成30年10月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子
同	花輪孝一
同	山田益男

## 1 監査の種別

定期（工事）監査

## 2 監査の対象

区役所道路公園センター

## 3 監査の範囲

平成28年度及び29年度に完了した工事及び工事関連の設計等業務委託

## 4 監査の期間

平成30年4月2日から9月27日まで

## 5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託785件のうち、工事53件、業務委託7件、合計60件について、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているか、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、区別の監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2による。

## 6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

このうちの多くは設計及び施工監理において関係基準の内容を十分に把握していなかったもので、請負者への適切な指導がなされず、安全性に課題のある事例も見受けられた。

設計及び施工監理に当たっては、事前に関係基準を十分に理解するとともに、工事の適正な履行確保に向け更なる工事現場の状況把握と請負者に対する適切な指導に努められたい。

(1) バリアフリー関係基準を十分に確認すべきもの

本工事は、鷺沼公園ほか1公園における公園施設の一部を川崎市都市公園条例に定めるバリアフリー関係基準（以下「関係基準」という。）に適合するよう再整備を行う工事である。

このうち、鷺沼公園における出入口と広場間に設置されている既存園路は、道路と広場との高低差が大きいことなどにより縦断勾配等が関係基準を満たしておらず、関係基準に適合させるためには大規模な改修が必要となることなどから、既存園路に隣接した箇所に関係基準を満たす新たな傾斜路を設けることとした。

この傾斜路の整備状況についてみたところ、幅員や勾配等はそれぞれ関係基準に適合していたが、手すりについては傾斜路の両側に設置する擁壁と柵により手すりの機能を確保できるとして設置していなかった。

同条例第2条の6によると、傾斜路には地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合を除き両側に手すりを設けることとされており、本工事では手すりが設置できない特別の理由もなく、また擁壁と柵による手すりの機能をもって条例の定める手すりを設けたことには該当しないことから、当該傾斜路の両側に手すりを設置すべきであった。

公園整備において傾斜路を設置する場合には、関係基準を十分に確認し、高齢者、障害者等に配慮した工事を行われたい。

また、関係基準を満たしていない現在の状況については、速やかに改善されたい。

(注) ここでいうバリアフリー関係基準とは、川崎市都市公園条例に定められた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する特定公園施設の新設、増設又は改築を行う場合の移動等円滑化のために必要な基準をいう。



既存園路及び傾斜路（道路側）の状況



傾斜路（広場側）の状況

（工事番号 36）（宮前区役所道路公園センター整備課）

（2）工事現場の安全に関する指導を適切に行うべきもの

本工事は、直径約 4.5メートル、深さ約 6メートルの耐震性貯水槽を岡上川井田公園の地表面下に設置する工事である。

労働安全衛生規則第 578 条では、坑等の内部その他の場所で、排気ガスによる健康障害を防止するために換気をする場合を除き、自然換気が不十分なところにおいては内燃機関を有する機械を使用してはならないとされている。

本工事では、貯水槽を地表面下に設置するために、内燃機関を有する重機を使用し坑の内部で地盤を掘削する作業を行っていたが、送風機の使用など十分な換気を行うための措置を講じていなかった。

また、同規則第 518 条では、高さが 2メートル以上の箇所作業を行う場合においては、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない、また、作業床を設けることが困難なときは防網を張り安全带を使用するなどの方法により、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

本工事の高所作業では、一部を除き作業床を設置しておらず、その際に必要であった安全帯の使用などの墜落防止対策を行っていなかった。

これらの状況について、監督員は関係法令の理解が不十分であったため、請負者に適切な指導をしていなかった。

川崎市請負工事監督規程によれば、監督員は工事についての関係法令等を熟知するように努め、請負者に対し適切な指示が与えられるよう工事現場等の状況を把握しなければならないことから、安全確保に向けた対策が確実に行われるよう請負者に対し適切に指導されたい。

(工事番号48) (麻生区役所道路公園センター整備課)

### (3) 撤去樹木の処理における施工監理を適正に行うべきもの

本工事は、新百合ヶ丘駅南口のタクシー乗り場とその周辺部の改修を行う工事である。

改修に当たり、道路位置の変更に伴い植栽帯を移設することから、既存樹木を撤去して新たに植栽することとしていた。

この撤去した既存樹木（以下「撤去樹木」という。）の処理についてみると、工事着手前の処理計画の提出や「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に規定する指定事業者への搬入などが特記仕様書に定められているが、実際の施工では撤去樹木が指定事業者以外へ搬入されているなど特記仕様書に定めたとおり実施されていなかった。

本工事の撤去樹木は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による産業廃棄物に該当し、かつ、市が定める取扱要領により再資源化することとされている建設発生木材であることから、それらの関係法令に基づく特記仕様書の内容が適正に実施されているか十分な確認を行うべきであった。

撤去樹木の処理の施工監理に当たっては、関係法令等に基づき適正に処理されていることを確認されたい。

(工事番号50) (麻生区役所道路公園センター整備課)

(4) 委託成果の確認を十分に行うべきもの

本委託は、ガス橋の長寿命化を図るため、床版及び橋脚の補修内容の設計を行うとともに、市民からの要望に基づき歩道部の改修について検討を行う業務委託である。

このうち歩道部については、防護柵の安全性を向上させるため、関係基準に基づき歩道と車道の境界部に車両用防護柵及び地覆（じふく）を設置する設計とした。

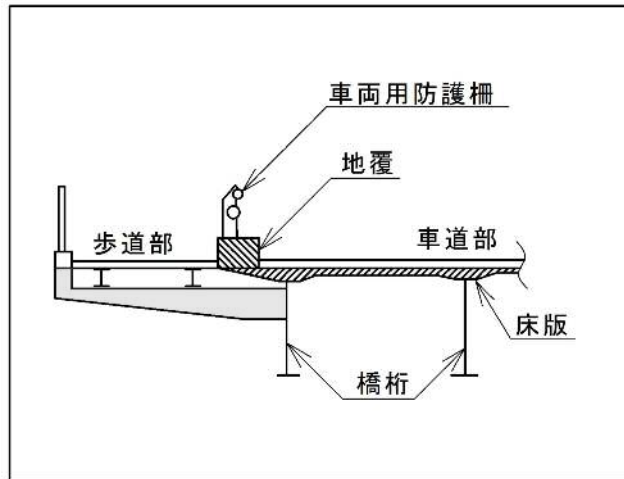
設計に当たっては、ガス橋にはコンクリート床版と鋼床版の区間があることから、地覆と床版の接合方法の検討はそれぞれの床版に対し行う必要があったが、受注者はコンクリート床版について行ったのみで、鋼床版については行っていなかった。

この結果、委託成果は検討が必要な事項の一部が不足したものとなっていたが、監督員は履行確認の際にこのことを把握していなかった。

委託成果の確認に当たっては、委託内容を十分に把握し確認を行われたい。

(注) 床版とは、橋の上を通る車両等の重みを橋桁に伝える床にあたる部分のことをいう。

(注) 地覆とは、橋りょう側端部の橋面部より高くなった部分で、柵の基礎等の機能を持つ部分のことをいう。



橋の各部の名称（概略図）

（工事番号 56）（中原区役所道路公園センター整備課）

（5）その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

ア 施工範囲を正確に把握すべきもの

歩道橋補修工事の設計に当たり、占用物件を施工範囲に含めて不要な足場の費用を計上していた事例

（工事番号 1）（川崎区役所道路公園センター整備課）

イ 橋面舗装工事の施工管理を適切に監督すべきもの

橋面の舗装工等の厚さの測定に当たり、基準高の設定が適切でなかったことを把握していなかった事例

（注）ここでいう基準高とは、工事施工前と施工後の高さの差を計測する上で基準とする高さをいう。

（工事番号 29）（宮前区役所道路公園センター整備課）

ウ 積算基準を正確に把握し積算を行うべきもの

見積りを用いた設計価格の決定に当たり、積算基準の内容把握が正確でなかったため、一部の単価設定が適切に行われていなかった事例

(工事番号36) (宮前区役所道路公園センター整備課)

エ 経済性の検討や積算基準の確認を十分に行い積算すべきもの

建設発生土の積替えに伴う借地料について、経済性の検討や積算基準の確認を十分に行わず積算していた事例

(工事番号50) (麻生区役所道路公園センター整備課)

別表1 区別の監査実施状況

対象区		監査の範囲		監査実施工事等	
		件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
川崎区役所 道路公園センター	工事	99	1,736,726	7	327,240
	業務委託	12	69,511	1	12,744
幸区役所 道路公園センター	工事	70	724,669	6	167,627
	業務委託	8	59,778	1	4,860
中原区役所 道路公園センター	工事	90	1,252,076	7	243,734
	業務委託	5	31,877	1	16,744
高津区役所 道路公園センター	工事	110	941,620	8	203,137
	業務委託	3	10,463	1	3,300
宮前区役所 道路公園センター	工事	127	1,665,563	9	225,310
	業務委託	18	79,714	1	3,289
多摩区役所 道路公園センター	工事	111	1,222,633	8	283,651
	業務委託	9	55,611	1	4,848
麻生区役所 道路公園センター	工事	112	1,111,126	8	210,676
	業務委託	11	58,908	1	5,664
合計		785	9,020,275	60	1,712,824